



本件は特許法施行法の規定によりなお従前の例により審査する

出願公告の決定謄本

昭和 35 年 10 月 4 日

願 書 番 号 特 願 昭 32-3172

発 明 の 名 称 周波数遙倍方式

出 願 人 植 元 原 道 三 外 3 名

代 理 人 星 芳 夫

この出願は、出願公告すべきものと決定する。

特許庁審査官 鈴木 榮 祐

この謄本は原本と相違しないことを認証する。 35. 10. 11

昭和 年 月 日

通商産業事務官

岩 田 元 吉



特許の権利譲渡または実施許諾の用意に関する特許 公報への掲載について

特許庁では、特許につき権利譲渡または実施許諾の用意がある方に対し、次の方法で特許公報にその旨公示し、一般への周知方をはかり、これを閲覧された方と権利者との間において、相互に成約できる機会をつくります。

- (1) 表面の申込書にそれぞれ該当事項を記入、捺印のうえ、特許庁（管理課）に送付して下さい。
- (2) 権利譲渡または実施許諾に関し、いずれか一方に用意があるときは、その用意があるものに、両方いずれにも用意があるときは両方に、それぞれ○印を付して下さい。（若し、どちらにも○印を付していない場合は、両方いずれにも用意があるものとして、公示致します。）
- (3) 本申込書が出願公告の決定謄本記載の発送年月日より30日以内に特許庁（管理課）に到達したときは、特許公報に公告の際、「出願公告目次」と特許公報に申込人の上記(2)による希望にしたがい、「出願人において、権利譲渡または実施許諾の用意がある。」「出願人において、権利譲渡の用意がある。」または「出願人において、実施許諾の用意がある。」旨の公示を致します。

本申込書の中で、謄本発送年月日は「出願公告の決定謄本」記載の年月日（認証官の欄の年月日）を記入して下さい。

- (4) 本申込書が30日を過ぎて特許庁に到達したときは、原則として、1月ごとにこれを取りまとめ、特許公報の「出願公告目次」中の「権利譲渡または実施許諾の用意に関する一覧表」により、公告番号、発明の名称、出願人の氏名（名称）、住所の公示を致します。

（ただし、30日を過ぎた場合であつても、特許公報の発行状況により、特許公報の「出願公告目次」と特許公報に、上記(3)と同様の公示をすることがあります。）

- (5) 共同出願の場合は、その共同出願人全部の記名、捺印を要し、住所は共同出願人の一人が代表して、その住所（一番上に記名した出願人の住所）を記入して下さい。
- (6) 弁理士その他の方が代理人として申込まれる場合も、上記出願人の記名、捺印を要します。
- (7) 既に取得している特許権につき、権利譲渡または実施許諾の用意があり、その旨特許公報に公示を希望するときは、特許庁（工業所有権相談所または万国工業所有権資料館閲覧室）、通商産業局、社団法人発明協会（本部または支部）、商工会議所、弁理士事務所その他公報閲覧所等に備えてある「特許公報掲載申込書（No. 7）」の様式にしたがい、所要の事項を記入、捺印して、特許庁（管理課）にその旨申込んで下さい。

この場合は、特許公報の「出願公告目次」に、上記(4)と同様に公示致します。その際、上記(4)の「出願人の氏名（名称）」の欄には権利者の氏名（名称）を記載し、「特許番号」を追加して公示致します。

特 許

権利譲渡または実施許諾の用意に関する
特許公報掲載申込書

(No. 1)

(1) 願 書 番 号 特 願 昭 一 ※(分類第 98 類)

(2) 発明の名称

(3) 出願公告の決定謄本発送年月日 昭和 35 年 10 月 11 日

上記出願に関し、権利譲渡
実施許諾の用意がある旨を、特許
公報に掲載するよう依頼する。

昭和 年 月 日

特 許 庁 (管理課)

御 中

申込人(出願人) 印

印

印

印

住 所 (電話)

代 理 人 印

住 所 (電話)

裏面の説明を読んだうえ、特許公報への掲載希望があれば、本申込書を切取線で
切取つて、特許庁(管理課)(東京都千代田区三年町一番地)に送付して下さい。

(※の印の欄は特許庁において記入する。)

稲田金次郎先生

星 芳 夫

拝啓 御要囑相受々よりまず 特願昭三ニ一三ニ七ニは審査
に長日時を要しましたか漸く同封謄本の通目出たく
公表決定となりました 御同慶の至りであります

なお、その明細書中「逓信法」は「逓信方式」と訂正すべ
き旨審査官から電話ありましたので御控をそのように
御訂正下さい、また、別紙申込書による公報掲載御希望
の際は同申込書を御送送下さい

追って本件成功謝金を御納得のいく金額で結構でござ
いますから（普通は一万二千円頂いております）郵便為
替で御送り下さい

教月前から入院中のため御報告延引致しました要しか
うぞ御許し下さい 他先生方へも宜しく
敬具

昭和35年 11月 15日

墨芬支

第 1 号